

# 「成安造形大学同窓会」グループ展補助金制度について

## 1. 目的

本制度は成安造形大学同窓会正会員が団体で展覧会（グループ展）を開くために、その会場使用料や印刷物（DM、フライヤー等）にかかった費用の一部を同窓会が補助し、活動に対して支援することを目的とする。

## 2. 支援条件

下記項目を判断基準に、総合的に行ないます。

- ①主催者は2名以上で構成される団体であり、全員成安造形大学同窓会正会員であること。
- ②下記、3. 募集期間内1人1回を限度とする。
- ③印刷物が下記条件を満たしていること。

支援を申請した団体は、**協賛：成安造形大学同窓会**を印刷物に明記しなければならない。

\* 補助金制度の予算執行状況により支援できない場合がある。

## 3. 募集期間

申し込み期間は事務手続きの都合上、**4月1日～翌年2月1日まで随時受付**。

（グループ展開催の対象期間は4月1日～翌年3月31日までとする）

## 4. 補助金額

団体に対し補助金として最大5万円を補助する。

\* 成安造形大学同窓会の予算執行状況により上限に満たない場合がある。

## 5. 申請方法

①申請書に必要事項を記入の上、事務局へ提出する。また印刷物の校正を必ず事務局に提出し確認を受けること。この際、**協賛：成安造形大学同窓会**を印刷物に明記していなければならない。

\* 申請書は電話、FAX、メールで事務局までご請求下さい。

または **Web** から書式をダウンロードしてご利用下さい

②開催後1週間以内に報告書（開催の事実を証明する**印刷物、展示風景写真**、会場使用料または印刷費の**領収証**）を提出しなければならない。

\* 領収証の宛名書きは申請者名もしくは団体名。

## 6. 支払方法

①役員会もしくは役員の審査終了後に、申請者に対して事務局にて直接、現金で手渡し、または報告書に記載された口座に振り込む。

\* 口座振込みの場合、振込手数料は申請者負担とする。

## 7. 決定

①成安造形大学同窓会事務局は提出された申請書を、すみやかに役員会にはかる。

②役員会は「2. 支援条件」を基準に総合的に判断し決定をする。

\* 報告書から申請された内容が異なると判断された場合は返却を求める場合がある。